平成２９年（フ）第８２１０号
東京都豊島区千早２―41―３―２―C、住民票上の住所東京都文京区千石３丁目40―12―601
債務者　西尾　咲子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２１９号
東京都港区芝５丁目18―２―1012
債務者　小林世津子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１号
愛知県豊橋市馬見塚町297番地５
債務者　建部ケンイチこと　タテベ　ルイズケン　イチ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時40分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８２２７号
東京都品川区上大崎１丁目17―16―307
債務者　村田　智宏
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４１３号
神奈川県海老名市上今泉４丁目５番10号
債務者　三好　達二
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４２８号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目９番28―102号
債務者　古家　直樹
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４２９号
横浜市南区永田みなみ台２番11―901号
債務者　増岡　広美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５１１号
横浜市緑区新治町529番地２　ハイツ平本203号
債務者　吉垣　いね
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８２号
東京都八王子市中野山王１丁目２番９号
債務者　塩澤　美香
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５５７号
横浜市中区仲尾台30番地19　クイーンズ山の手201号室
債務者　村上　元気
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９４４号
横浜市磯子区森が丘２丁目15番14号　松本荘
債務者　尾花　新壹
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１２１号
神奈川県藤沢市善行団地２番17―310号
債務者　吉田　　翠
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２４６号
神奈川県藤沢市川名618番地の１　みどりハイツ
債務者　草苅　　豊
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３８７号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目４番23―12号
債務者　根本　直子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４６号
横浜市港南区野庭町285番地10
債務者　市川美由希
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４５１号
神奈川県藤沢市辻堂西海岸３丁目１番27―534号
債務者　中島　　裕
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部